

## 生活福祉資金調査委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、生活福祉資金運営要領第1の3の(2)による沖縄市社会福祉協議会生活福祉資金調査委員会（以下「調査委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員会の任務)

第2条 委員会は、沖縄市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて、次にかかげる事項について調査および審査等を行い、会長に意見を具申するものとする。

- (1) 借入申込みに関する事項
- (2) 貸付金額変更に関する事項
- (3) 延滞利息の減免に関する事項
- (4) 償還金の支払猶予に関する事項
- (5) 一時償還及び貸付停止に関する事項
- (6) 償還金の支払い免除に関する事項
- (7) 償還促進に関する事項
- (8) その他会長が必要と認められる事項

### (委員の定数)

第3条 委員会は、委員5名以内でもって組織する。

- 2 委員は、関係行政機関団体の役職員、社会福祉協議会、民生委員、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員の互選により委員長1名を置く。

- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間となる。

### (委員会の招集)

第6条 委員会は必要な都度、委員長が招集し委員長がその議長となる。

## **(運 営)**

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数となるときは議長の決するところによる。

## **(小委員会)**

第8条 委員会は、緊急な事項を処理するため、小委員会を設けることができる。

## **(委 任)**

第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

## **付 則**

1. この規程は、昭和63年4月1日より施行する。